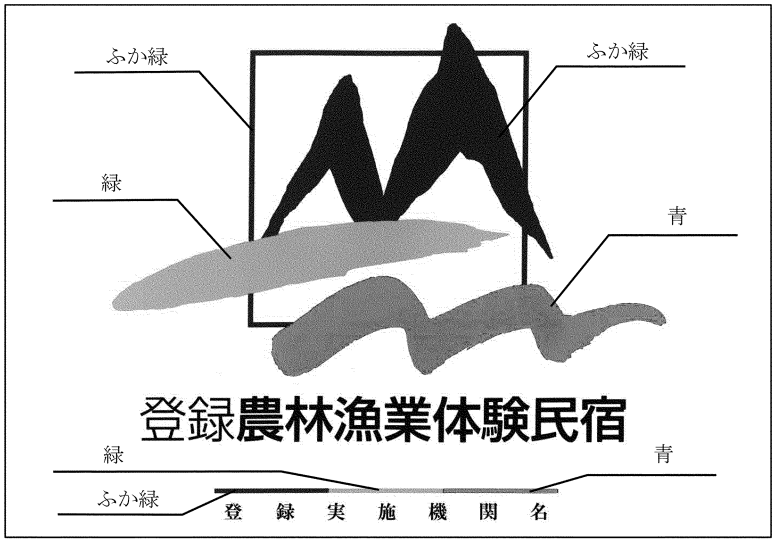
（標識）

第二十条　（略）

２　法第十七条第一項の規定による公衆の閲覧は、登録実施機関の協力を得て行う当該登録実施機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

３　（略）

別記様式第一号（第二十条関係）



（１）色彩区分は次のとおりとする。

ふか緑　　白

緑

青

（２）登録農林漁業体験民宿及び登録実施機関名の文字は黒とする。

（３）標識を登録農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦二十五センチメートル、横三十六センチメートルの大きさとすること。

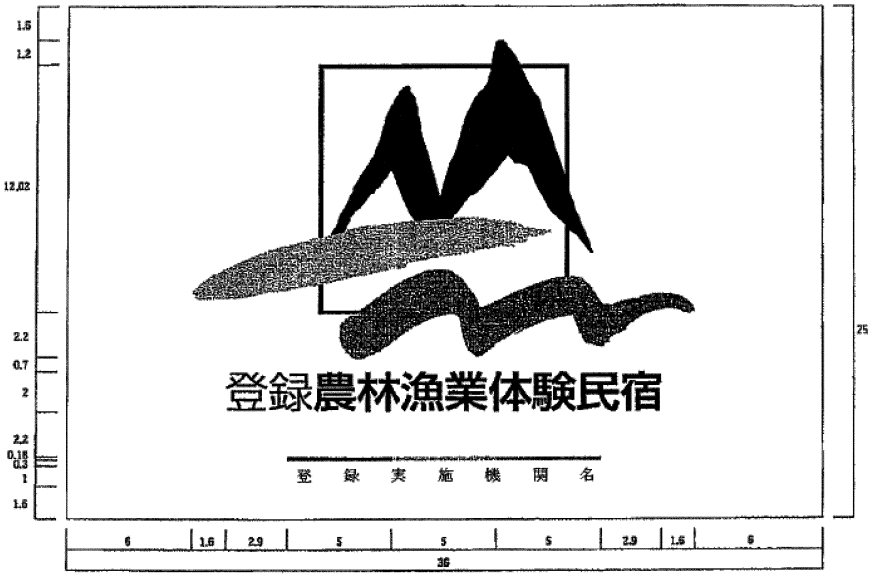
（標識）

第二十条　（略）

（新設）

２　（略）

別記様式第一号（第二十条関係）



(1) 色彩区分は次の通りとする。

ふか緑　　**白**

緑

青

(2) 寸法の単位は、センチメートルとする。

(3) 登録農林漁業体験民宿および登録実施機関名の文字は黒とする。